

山村振興計画（産業振興施策促進事項含む）について

山村振興計画の概要

1 計画の概要

町では、山村振興法に基づき、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の重要な役割を担っている山村地域の森林等の保全、産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを目的として「一戸町山村振興計画」を策定しました。

2 対象となる地域

旧浪打村 一戸（小井田、大越田、大道沢、田中）・檜山・鳥越
・岩館・根反

旧姉帯村 姉帯・面岸

3 計画の期間

令和3年1月1日～令和7年3月31日

産業振興施策促進事項の概要

1 促進事項の概要

振興山村における、地域資源を活用する製造業や農林水産物販売業における設備投資等を促すことを目的にしたもの。

2 対象となる地域

旧浪打村 一戸（小井田、大越田、大道沢、田中）・檜山・鳥越
・岩館・根反

旧姉帯村 姉帯・面岸（山村振興計画と同区域）

3 促進事項の機関

令和3年1月1日～令和7年3月31日（山村振興計画と同期間）

計画を策定したことで活用できること

1 山村活性化支援交付金

地域資源の販売促進のためのマーケティング調査、販売先現地調査や人材育成、技術取得等の研修などのソフト活動を支援するもの。

- ・補助率 1地区あたり上限 年間1,000万円
- ・事業実施主体 市町村、地域協議会
- ・実施期間 3年間まで

※詳細は、添付資料をご参照ください。

促進事項を策定したことで活用できること

1 国税（法人税、所得税）の税制優遇措置

地域資源を活用した製造業（農林水産物、木材等）や農林水産物等販売業（いわゆる農産物直売所）における事業者が実施する設備投資（500万円以上）には税制優遇措置が受けられます。

- ・事業者の設備投資後5年間、普通償却限度額の24%（機械・装置）、36%（建物・構築物）の割増償却を措置。

2 措置される期間

令和3年3月31日までに機械や建物等の取得又は製作若しくは建設、供用開始しているものについて、今後5年間税制優遇措置が受けられます。